大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会
第４回千早赤阪水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和８年10月２日（金）14：00～16：00
場所：千早赤阪村役場 ２階会議室
出席委員：鍬田部会長、川原委員、岩井委員、清原委員、矢倉委員

１　議題
（１） 千早赤阪水道事業料金検討部会報告書（案）について
（２） その他

２　議事概要
（１） 千早赤阪水道事業料金検討部会報告書（案）について

事務局から資料「千早赤阪水道事業料金検討部会 報告書（案）」について説明があり、それに対して次のような意見や質疑応答があった。

１．千早赤阪水道事業料金検討部会報告書（案）について

【委員】
19 ページの「村からの繰入金の反映の有無による料金改定案の比較」について、上段の説明文には料金改定率を 28%と記載しているが、図表のケース 3 では 26.2%と記載している。この乖離について説明してほしい。

【事務局】
料金改定率 28%は使用者全体の平均であるのに対し、26.2%は 1 か月 20 立方メートル使用した場合の数値である。28%は平均値であることがわかるように修正する。

【委員】
26 ページの令和９年度料金改定時の料金体系について、1 つ目の黒点に供給単価の平均 28%増加とあるが、「供給単価」ではなく、他のページと同様に「料金改定率」と記載した方が住民に伝わりやすいのではないか。

【事務局】
資料全体を見直したうえで、修正を行う。

【部会長】
29 ページのまとめについて、村からの繰入金について「今後、村において予算措置など必要な手続きを経ることを前提」とあるが、今後の企業団と村のスケジュールについて説明してほしい。

【事務局】
企業団内では、10 月末の首長会議での審議後、11 月議会に料金改定案を提案する予定である。令和９年度以降の村からの繰入金は村の支出予算であるため、村議会の令和９年度予算で審議される。例年、新年度の当初予算については３月議会で審議されている。

【部会長】
企業団としては令和９年４月１日から新料金で料金を徴収するという認識でよいか。

【事務局】
　そのとおりである。

【委員】
　今回料金改定をしても３年後に良くなるものではない。どんどん料金が上がっていくが、どこまでが妥当なのか。ライフラインの値上げとはいえ、生活のことを考えると難しい部分もある。今後料金を抑えていくにはどうするか、村にも考えてもらう必要はあると思うが、企業団としても統合したことによるメリットを出すことはできないのか。

【事務局】
　統合によるメリットについては、千早赤阪水道事業が企業団と統合する前に統合した場合としなかった場合の差を試算しており、その差が統合によるメリットとして現状でも発揮していると考えている。また府域一水道という目標に向けて取組んでいるが、一足飛びには進まないので、この過渡期を日々の経営の効率化によって水道事業を維持していく必要がある。

【部会長】
　千早赤阪村に限らず経営が厳しい統合団体はあるが、そのような団体に対し、企業団は補助金や水道事業統合促進基金の活用など色々な取組をされていると思う。構成団体間で差があるため難しいと思うが、何とか構成団体の理解を得て統合を進めていき、早く料金統一につながってほしい。

【委員】
　今後、料金改定を行わない若しくは行っても率が低く、単年度損益の赤字が続いたとき、最悪の場合何が起こるのか教えていただきたい。それとも資本金の取崩などの財政的、会計的な手続きで乗り切ることができるのか。

【事務局】
　資金がショートすれば経営が成り立たず破産ということになり、水道施設が壊れても何も出来ない状況に陥ってしまう。ただし、企業団は水を供給する責務があり、その責務を全うしなければならない。このため、資金不足を回避する手立てとしては、企業団の水道用水供給事業会計から資金を借入れる方法がある。単年度損益の赤字を埋めるためには会計的な手続として減資が考えられるが、それによって資金が得られるわけではないので、資金ショートを回避することはできない。

【部会長】
　他団体においては下水道事業から資金を借入れている水道事業もあると聞いたことがある。

【事務局】
　企業団の水道用水供給事業会計からの資金の借入れは容易ではない。水道用水供給事業は42 市町村に水を供給しており、他会計が資金を借入れるということは、その資金が水道用水供給事業会計からなくなることになる。このため、借入れを実施する場合には 42 市町村で構成する会議に諮るが、借入れた資金は確実に返済することが求められ、仮に借入れたとしても、返済のためには料金改定が必要となる。

【委員】
　連結会計で考えることができれば、一部の会計が赤字でも、他会計との合算で黒字であれば経営が成り立つ場合もある。
　電気料金については地域の特性によってコストが高いところと低いところがあると思うが、同じ会社であれば地域が異なっても同一料金であると思う。

【事務局】
　各市町村の料金に差があり、料金が低い団体は料金統一することで料金が上がる懸念があるため、すぐに会計統合の了承を得るのは難しい。企業団との統合については、統合の準備が整った構成団体から順次統合を進める形となっている。そのため、府域一水道が実現するまでは、統合後の水道事業会計の経営の効率化が求められている。企業団としては、引き続き、府域一水道に向けた取組を推進していくとともに、大阪府全体で取り組むべき課題と考えている。

【委員】
　ガバナンスが今のままではなかなか話が進まないのではないかと思う。大きなガバナンス改革があれば意思決定の流れも変わると思うが、様々な事業体の首長が話し合いをしながら進めているという状況だと、どうしても千早赤阪水道事業の問題は単独会計で解決するということになってしまう。

【事務局】
　水道事業は独立採算制で経営を行っていくのが原則である。全国的に見ても、人口の減少により経営が厳しい自治体は増えてきており、統合を推進している団体は増えてきている。広域化の推進については大阪広域水道企業団が先駆けて取り組んできたが、近年、奈良県広域水道企業団や香川県広域水道企業団などが設立された。これらの団体は県が力を入れて広域化を推進しているが、県内全体の料金統一については、苦労されているのが実情である。府域一水道はできるだけ早期に達成したいが、料金の差は大きな課題となっている。

【委員】
　29 ページの「今後の課題」の７つ目の黒点に「使用者に対しても情報提供するとともに工事の進捗状況など料金改定の効果を示して」とあるが、財政収支についてはどのように情報提供されているのか、教えていただきたい。

【事務局】
　毎年、アニュアルレポートを作成し、企業団のウェブページに掲載している。また、SNS を活用して使用者である住民の皆様に見ていただけるよう周知している。しかし、「令和４年度に料金改定があったことすらあまり住民に認知されていなかった」と委員からご指摘をいただいており、情報提供の方法は見直す必要があると考えている。
　先日の住民説明会の開催は村公式 LINE で周知していただき、令和４年度の改定時よりも多くの住民に参加いただいた。今後も住民に伝わりやすい方法を検討していきたい。

【委員】
　企業団のウェブページに掲載しているとのことだが、村のウェブページには掲載していないのか。掲載していないのであれば、村のウェブページから直接企業団のウェブページに移ることができるのか。

【事務局】
　村のウェブページには直接掲載していないが、村の広報誌に QR コードを添付し、企業団ウェブページ内の千早赤阪村に関するページに移ることができるようにしている。また、村のウェブページにも水道に関する問合せのページを設けており、企業団ウェブページに移ることができるようにしている。

【委員】
　29 ページの情報提供に係る文面について、工事だけでなく財政収支の状況も情報提供している旨を加筆していただきたい。

【事務局】
　承知した。

【委員】
　令和４年度改定時には、５年後の令和９年度には平均 28%の料金改定が見込まれると具体的な数字で示されていた。今回の料金算定期間の３年後の令和 12 年度には具体的にどの程度の改定が見込まれるかあらためて確認しておきたい。

【事務局】
　19 ページの図表 4.2-7 のケース３を見ていただきたい。令和 12 年度の料金改定率は試算上 37.7%となっている。ただし、この試算は令和 12 年度以降の村からの繰入金を見込まずに試算した率である。また、今後の物価上昇や水道用水供給事業の料金改定があった場合など３年後にこの料金改定率となるとは限らない。
　今回の改定で住民の皆様にご負担をかけることは重く受け止めている。企業団としての経営努力を継続し、村とも引き続きライフラインをどう考えていくか協議していきたい。

【委員】
　今回平均 28%の料金改定を実施した３年後には、物価上昇率を見込まないで 37.7%の料金改定が必要になるという試算は、一番の大きな懸念点である。
　物価上昇率を見込まないケース２に村からの繰入金を反映したのがケース３の財政収支の見通しであり、今後好転材料が見込まれないのが正直なところ。住民にはこのことについて十分理解いただく必要がある。

【部会長】
　他に意見が無ければ、部会報告書は事務局から説明のあった内容で了承するということでよろしいか。また、本日及び部会終了後にいただいたご意見に対する修正に関しての確認は私に一任していただいてよろしいか。

【全委員】
　異議なし。

（２）その他

　事務局から、千早赤阪村議会への説明及び住民説明会の結果について報告があり、それに対し次のような意見、質疑応答があった。

【委員】
　住民説明会に出席したが、令和 12 年度以降の料金改定について多くの住民が不安に感じていることがよく分かった。

【事務局】
　住民説明会当日は、給水活動の様子や給水袋で水の重さを体験できるブースを設け、住民の皆様ともコミュニケーションを図り多くの声を頂戴し、住民の皆様が今後の村の水道事業がどうなるか不安に感じておられるということが伝わった。先日の渇水対応に対する感謝の声もいただいた。今後の料金改定への不安の声は真摯に受け止め、住民の皆様の信頼に応えていくためにも、引き続き安定給水としっかりとした経営に努めなければならないとあらためて感じた。

【部会長】

他に意見がなければ、本日の議事を終了させていただいてよろしいか。

【全委員】
異議なし。

【部会長】
最後に各委員から発言をいただいて本部会を終了したい。

【委員】
水道事業について理解を深めることができた。水は住民生活に欠かせない重要なものである。今後、人口減少が見込まれる中、住民の負担が大きくなる。水道事業だけでなく、村で生活していくため村の存続をどう考えるのかという視点も必要であると感じた。

【委員】
水道を安全に使用できるということは決して当たり前ではないということを知った。安定供給に努めていただいていることに感謝したい。今回の料金改定において、住民にとって負担が大きくなることについては不安を感じるが、企業団には今後も安全な水の維持、供給に努めて欲しい。

【委員】
人口減少、施設の老朽化など厳しい経営環境において、水道事業単体で考えてしまうとどうしても料金改定は避けられない。例えば村として、企業を誘致する、店舗を増やすなど水の使用量を増やす施策を行うことができれば料金改定を先送りすることにもつながると思う。今回の報告書（案）にも記載しているが、ライフラインとしての水道をどう考えていくのか。今後も村と企業団で意見交換を重ねて欲しい。

【委員】
部会での議論は大変厳しい内容であったが、こういった状況の中で住民との理解を深め、村と企業団が協力して対応を続けていくということが大切だと思う。また、水道料金だけでなく、生活において様々な物価が上昇していることを考えると、今後どのような生活をしていくべきか考えさせられるものがあった。引き続き健全な水道事業を継続いただきたい。

【部会長】
令和４年度料金改定時は今ある財源をどのように活用していくのかということが主眼であった。今回は厳しい経営環境において必要な料金改定率を示したうえで、村と協議を行い、新たな村からの繰入金について理解を得ることができた。このプロセスを経ることができてよかったと感じている。
今回の料金改定で全てが解決したわけではない。水道事業単体で捉えるのではなく、村として水道をどのように考えていくのか。どこかで方向性を変えて検討をしていく必要があるのではないかということを最後に意見として述べさせていただく。